

平成 29 年 5 月 22 日  
地 域 政 策 課**浪江町復興整備協議会の設立について**

東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）の制度を活用して、県内ではこれまで、いわき市を始めとする津波により甚大な被害を受けた沿岸地域 9 市町村と川俣町を始めとする内陸部の原発被災地域 3 町村の計 12 市町村がそれぞれ県と共同で復興整備計画を作成し、都市計画の決定手続きの簡素化や農地転用の特例措置などを受けてきました。

この度、浪江町が県内では 13 番目となる復興整備計画案を作成したことから、計画を協議するため復興整備協議会を下記のとおり設立することとなりました。

計画案では、福島県復興祈念公園事業について、復興整備協議会においてワンストップで協議することにより、都市計画の決定手続きの簡素化を図ります。

## 記

**【浪江町復興整備協議会設立会議】**

- 日 時 平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 1 時 30 分から（予定）
- 場 所 県庁本庁舎 5 階 正庁
- 出席者 浪江町、県（関係各課長）、福島復興局

（第 1 回浪江町復興整備協議会会議（設立会議終了後））

- 協議事項 浪江町復興整備計画（福島県復興祈念公園事業を記載）  
（予定） ①都市計画の決定
- 出席者 浪江町、県（関係各課長）、福島復興局  
（予定）

※このほか同日、各市町の復興整備協議会会議を開催する予定となっております。